

新規開設予定の認可保育所における利用定員について

認可保育所の利用定員を定める際には、子ども・子育て支援法第31条第2項の規定により、子ども・子育て会議等の意見を聴くこととされているため、下記の新規開設予定の施設における利用定員について、子ども・子育て会議の意見を聴取する。

なお、利用定員については、子ども・子育て支援事業計画中間の見直しの確保方策を踏まえたものである。

記

No.	施設名(仮称)	定員(人)								法人名
	所在地	区分	0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	合計	開設予定
1	こころなかのさかうえ 保育園	2号				14	14	14	42	株式会社 こころケアプラン
		3号	12	13	13				38	
	中央二丁目43番12号	合計	12	13	13	14	14	14	80	平成31年6月
2	にじいろ保育園鷺ノ宮	2号				13	13	13	39	ライクアカデミー 株式会社
		3号	6	10	12				28	
	鷺宮三丁目44番7号	合計	6	10	12	13	13	13	67	平成31年6月

次の施設については、平成30年1月11日に開催された本会議にて、利用定員についての意見を聴取したところであるが、利用定員が変更となったため、再度、意見を聴取する。

No.	施設名	定員(人)								法人名
	所在地	区分	0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	合計	開設予定
3	にじいろ保育園 江古田の杜	2号				10	5	5	20	ライクアカデミー 株式会社
		3号	8	13	14				35	
	江古田三丁目14番1号	合計	8	13	14	10	5	5	55	平成30年11月

※にじいろ保育園江古田の杜については、平成31年4月に3から5歳の各定員を15とし、合計定員を80とする予定。